

令和元年 7月 5日

原子力規制委員会 原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社  
執行役員 原子力本部  
原子力部長 金澤 定男

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成30年10月26日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、「原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則」等の改正（令和元年7月1日施行）に伴い、様式等の変更を致します。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関係省令、原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は、以下のとおり略して別表中に示す。

- ・「原子力災害対策特別措置法施行令」は、「政令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は、「通報事象規則」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「防災業務計画等命令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する「査令」は、「外運搬通報事象査令」という。
- ・「原子力災害対策指針」は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」という。

区分	番号/略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量 放射性物質放出	SE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 原災法第10条第1項の政令で定める基準は、5μSv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 原災法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の（又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報事象規則第3条の2第1項（検出されなかったものとみなす場合） 政令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（同条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示 通報事象規則第7条第1号イからハまで及びビヘからチまで（略） に規定する施設に係る原子力事業所 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出される場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質のエリアモニタリング設備	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかにかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているときは通報対象となる。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量 (Gy/h) によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量 (Sv/h) とする。（通報事象規則第8条第3号イ）

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関係省令、原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は、以下のとおり略して別表中に示す。

- ・「原子力災害対策特別措置法施行令」は、「政令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は、「通報事象規則」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「防災業務計画等命令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する「査令」は、「外運搬通報事象査令」という。
- ・「原子力災害対策指針」は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」という。

区分	番号/略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量 放射性物質放出	SE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 原災法第10条第1項の政令で定める基準は、5μSv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 原災法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の（又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報事象規則第3条の2第1項（検出されなかったものとみなす場合） 政令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（同条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示 通報事象規則第7条第1号イからハまで及びビヘからチまで（略） に規定する施設に係る原子力事業所 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出される場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質のエリアモニタリング設備	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかにかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているときは通報対象となる。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量 (Gy/h) によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量 (Sv/h) とする。（通報事象規則第8条第3号イ）

理由  
原災法関係法令改正に伴う変更

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行		読 み 替 え 後		理 由
区分	<p>XE61 / 事業所外運搬での放射線量率の上昇</p> <p>事業所外運搬</p>	<p>政省令等またはEALの基準</p> <p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>100\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 外運搬通報事象省令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報事象省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報事象省令第3条 政令第4条第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない）で運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射線物質等の運送基準の細目等であって専用積載としない）で運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射線物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない）で運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除去することとする。容器から放射線物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p> <p>※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の1に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）</p> <p>※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p> <p>※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力事業者が自主的に設けているもの（以下、「SA設備」という。))の総称または設置案を例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	<p>EAL設定の考え方</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>100\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、または火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、<math>100\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射線物質が漏えいすること、または当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>	理由
区分	<p>XE62 / 事業所外運搬での放射線量率の上昇</p> <p>事業所外運搬</p>	<p>政省令等またはEALの基準</p> <p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>100\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 外運搬通報事象省令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報事象省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報事象省令第3条 政令第4条第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない）で運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射線物質等の運送基準の細目等であって専用積載としない）で運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射線物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない）で運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除去することとする。容器から放射線物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p> <p>※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の1に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）</p> <p>※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p> <p>※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力事業者が自主的に設けているもの（以下、「SA設備」という。))の総称または設置案を例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	<p>EAL設定の考え方</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>100\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、または火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、<math>100\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射線物質が漏えいすること、または当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																
<p>別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>原災法関係省令, 原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は, 以下のとおり略して別表中に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力災害対策特別措置法施行令」は, 「政令」という。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は, 「通報事象規則」という。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は, 「防災業務計画等命令」という。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は, 「外運搬通報事象省令」という。</li> <li>「原子力災害対策指針」は「指針」, また指針で示す緊急時活動レベルは, 「EAL」という。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="430 252 1216 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号/略称</th> <th>政省令等または EAL の基準</th> <th>EAL 設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線量・放射性物質放出</td> <td>GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>                     原災法第 15 条第 1 項第 1 号                      第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が, 異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合                      政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備)                      原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は, 所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。                      政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法)                      原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は, 単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し, 1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合は, 当該数値は検出されなかつたものとみなす。                      政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準)                      原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は, 次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める放射線量とする。                      一 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 (これらの放射線量のいずれかが, 2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。) 5 <math>\mu</math>Sv/h (以下, 略)                      二 [指針 全面緊急事態を判断する EAL⑬]                      原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)  </td> <td>                     EAL 設定の考え方                      (1)放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。                      (2)放射線測定設備について, それぞれの単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量 (2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。) が 5 <math>\mu</math>Sv/h 以上の放射線量を検出すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号/略称	政省令等または EAL の基準	EAL 設定の考え方	放射線量・放射性物質放出	GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	原災法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が, 異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は, 所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は, 単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し, 1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合は, 当該数値は検出されなかつたものとみなす。 政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は, 次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 (これらの放射線量のいずれかが, 2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。) 5 $\mu$ Sv/h (以下, 略) 二 [指針 全面緊急事態を判断する EAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。) 	EAL 設定の考え方 (1)放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。 (2)放射線測定設備について, それぞれの単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量 (2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。) が 5 $\mu$ Sv/h 以上の放射線量を検出すること。	<p>別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>原災法関係省令, 原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は, 以下のとおり略して別表中に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力災害対策特別措置法施行令」は, 「政令」という。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は, 「通報事象規則」という。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は, 「防災業務計画等命令」という。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」は, 「外運搬通報事象命令」という。</li> <li>「原子力災害対策指針」は「指針」, また指針で示す緊急時活動レベルは, 「EAL」という。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1647 252 2448 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号/略称</th> <th>政省令等または EAL の基準</th> <th>EAL 設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線量・放射性物質放出</td> <td>GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>                     原災法第 15 条第 1 項第 1 号                      第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が, 異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合                      政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備)                      原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は, 所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。                      政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法)                      原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は, 単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し, 1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合は, 当該数値は検出されなかつたものとみなす。                      政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準)                      原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は, 次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める放射線量とする。                      一 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 (これらの放射線量のいずれかが, 2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。) 5 <math>\mu</math>Sv/h (以下, 略)                      二 [指針 全面緊急事態を判断する EAL⑬]                      原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)  </td> <td>                     EAL 設定の考え方                      (1)放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。                      (2)放射線測定設備について, それぞれの単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量 (2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。) が 5 <math>\mu</math>Sv/h 以上の放射線量を検出すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号/略称	政省令等または EAL の基準	EAL 設定の考え方	放射線量・放射性物質放出	GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	原災法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が, 異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は, 所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は, 単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し, 1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合は, 当該数値は検出されなかつたものとみなす。 政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は, 次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 (これらの放射線量のいずれかが, 2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。) 5 $\mu$ Sv/h (以下, 略) 二 [指針 全面緊急事態を判断する EAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。) 	EAL 設定の考え方 (1)放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。 (2)放射線測定設備について, それぞれの単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量 (2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。) が 5 $\mu$ Sv/h 以上の放射線量を検出すること。	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
区分	番号/略称	政省令等または EAL の基準	EAL 設定の考え方															
放射線量・放射性物質放出	GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	原災法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が, 異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は, 所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は, 単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し, 1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合は, 当該数値は検出されなかつたものとみなす。 政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は, 次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 (これらの放射線量のいずれかが, 2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。) 5 $\mu$ Sv/h (以下, 略) 二 [指針 全面緊急事態を判断する EAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。) 	EAL 設定の考え方 (1)放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。 (2)放射線測定設備について, それぞれの単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量 (2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。) が 5 $\mu$ Sv/h 以上の放射線量を検出すること。															
区分	番号/略称	政省令等または EAL の基準	EAL 設定の考え方															
放射線量・放射性物質放出	GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	原災法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が, 異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は, 所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は, 単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し, 1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合は, 当該数値は検出されなかつたものとみなす。 政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準) 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は, 次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 (これらの放射線量のいずれかが, 2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。) 5 $\mu$ Sv/h (以下, 略) 二 [指針 全面緊急事態を判断する EAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。) 	EAL 設定の考え方 (1)放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。 (2)放射線測定設備について, それぞれの単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとくガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量 (2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。) が 5 $\mu$ Sv/h 以上の放射線量を検出すること。															

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理由																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="68 168 130 1900">区分</th> <th data-bbox="130 168 130 1900">番号/略称</th> <th data-bbox="130 168 130 1900">政省令等またはE.A.L.の基準</th> <th data-bbox="130 168 130 1900">E.A.L.設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="130 168 130 1900">事業所外運搬</td> <td data-bbox="130 168 130 1900">XGE62/ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> <td data-bbox="130 168 130 1900">政省令等またはE.A.L.の基準 外運搬通報事象<sup>査金</sup>第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</td> <td data-bbox="130 168 130 1900">事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する<sup>査金</sup>第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の1に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げた検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）</p> <p>※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適用していない場合がある。</p> <p>※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備および原子力事業者が自主的に設けているもの（以下、「SA設備」という。))の総称または設備案を例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	区分	番号/略称	政省令等またはE.A.L.の基準	E.A.L.設定の考え方	事業所外運搬	XGE62/ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	政省令等またはE.A.L.の基準 外運搬通報事象 <sup>査金</sup> 第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する <sup>査金</sup> 第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1305 168 1368 1900">区分</th> <th data-bbox="1368 168 1368 1900">番号/略称</th> <th data-bbox="1368 168 1368 1900">政省令等またはE.A.L.の基準</th> <th data-bbox="1368 168 1368 1900">E.A.L.設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 168 1368 1900">事業所外運搬</td> <td data-bbox="1368 168 1368 1900">XGE62/ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> <td data-bbox="1368 168 1368 1900">政省令等またはE.A.L.の基準 外運搬通報事象<sup>査金</sup>第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</td> <td data-bbox="1368 168 1368 1900">事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する<sup>査金</sup>第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の1に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）</p> <p>※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適用していない場合がある。</p> <p>※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備および原子力事業者が自主的に設けているもの（以下、「SA設備」という。))の総称または設備案を例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	区分	番号/略称	政省令等またはE.A.L.の基準	E.A.L.設定の考え方	事業所外運搬	XGE62/ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	政省令等またはE.A.L.の基準 外運搬通報事象 <sup>査金</sup> 第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する <sup>査金</sup> 第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
区分	番号/略称	政省令等またはE.A.L.の基準	E.A.L.設定の考え方															
事業所外運搬	XGE62/ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	政省令等またはE.A.L.の基準 外運搬通報事象 <sup>査金</sup> 第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する <sup>査金</sup> 第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。															
区分	番号/略称	政省令等またはE.A.L.の基準	E.A.L.設定の考え方															
事業所外運搬	XGE62/ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	政省令等またはE.A.L.の基準 外運搬通報事象 <sup>査金</sup> 第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に及び、それぞれ放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	事業所外運搬の場合には、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する <sup>査金</sup> 第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。															

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																				
<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 <span style="color: red;">印</span></p> <p style="text-align: center; font-size: small;">（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">（<span style="color: red;">担当者</span> <span style="color: red;">所属</span> <span style="color: red;">電話</span>）</p> <p>別紙のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>3 <span style="color: red;">氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</span></p>	原子力事業所の名称及び場所		当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</p> <p>別紙のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所																						
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日																					
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																					
協議した都道府県知事及び市町村長																						
予定される要旨の公表の方法																						
原子力事業所の名称及び場所																						
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日																					
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																					
協議した都道府県知事及び市町村長																						
予定される要旨の公表の方法																						

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																																								
<p style="text-align: right;">様式 2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;"><small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small></p> <p style="text-align: center;"><small>(担当者 所属 電話 )</small></p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">原子力事業所の名称及び場所</th> <th style="width: 20%;">防災要員の職制</th> <th style="width: 20%;">その他の防災要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業 務 の 種 別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報の整理，関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検，応急の復旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>1</u> この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p> <p><u>2</u> 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員	業 務 の 種 別			情報の整理，関係者との連絡調整		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	広 報		名以上	放射線量の測定その他の状況の把握		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	施設設備の整備・点検，応急の復旧		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	医療に関する措置		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原子力事業所内の警備等		名以上	<p style="text-align: right;">様式 2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;"><small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small></p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">原子力事業所の名称及び場所</th> <th style="width: 20%;">防災要員の職制</th> <th style="width: 20%;">その他の防災要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業 務 の 種 別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報の整理，関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検，応急の復旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員	業 務 の 種 別			情報の整理，関係者との連絡調整		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	広 報		名以上	放射線量の測定その他の状況の把握		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	施設設備の整備・点検，応急の復旧		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	医療に関する措置		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原子力事業所内の警備等		名以上	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員																																																																								
業 務 の 種 別																																																																										
情報の整理，関係者との連絡調整		名以上																																																																								
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上																																																																								
広 報		名以上																																																																								
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上																																																																								
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上																																																																								
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名以上																																																																								
放射性物質による汚染の除去		名以上																																																																								
医療に関する措置		名以上																																																																								
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上																																																																								
原子力事業所内の警備等		名以上																																																																								
原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員																																																																								
業 務 の 種 別																																																																										
情報の整理，関係者との連絡調整		名以上																																																																								
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上																																																																								
広 報		名以上																																																																								
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上																																																																								
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上																																																																								
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名以上																																																																								
放射性物質による汚染の除去		名以上																																																																								
医療に関する措置		名以上																																																																								
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上																																																																								
原子力事業所内の警備等		名以上																																																																								

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																								
<p style="text-align: right;">様式 3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 <span style="color: red;">印</span> <small>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</small> <u>（担当者 所属 電話）</u></p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">原子力事業所の名称及び場所</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">区 分</td> <td style="width: 35%;">選 任</td> <td style="width: 35%;">解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">副</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> </div> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。                  2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。                  3 <u>氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</u></p>	原子力事業所の名称及び場所			区 分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	<p style="text-align: right;">様式 3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 <small>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</small></p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">原子力事業所の名称及び場所</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">区 分</td> <td style="width: 35%;">選 任</td> <td style="width: 35%;">解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">副</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> </div> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。                  2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所			区 分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所																																										
区 分	選 任	解 任																																								
正	氏 名																																									
	選任・解任年月日																																									
	職務上の地位	/																																								
副	氏 名																																									
	選任・解任年月日																																									
	職務上の地位	/																																								
原子力事業所の名称及び場所																																										
区 分	選 任	解 任																																								
正	氏 名																																									
	選任・解任年月日																																									
	職務上の地位	/																																								
副	氏 名																																									
	選任・解任年月日																																									
	職務上の地位	/																																								



女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																														
<p style="text-align: center;">様式 4</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;"><small>(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</small></p> <p style="text-align: center;"><u>（担当者 所属 電話）</u></p> <p>放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">原子力事業所の名称及び場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。</p> <p>2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p> <p>3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所			原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p style="text-align: center;">様式 4</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;"><small>(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</small></p> <p>放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">原子力事業所の名称及び場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。</p> <p>2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所			原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所																																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																														
	設置場所																															
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																															
	設置場所																															
	検出される数値の把握方法																															
原子力事業所の名称及び場所																																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																														
	設置場所																															
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																															
	設置場所																															
	検出される数値の把握方法																															

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理由																																																																																																				
<p style="text-align: right;">様式 5</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td style="text-align: right;">組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td style="text-align: right;">回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td style="text-align: right;">排気筒放射線モニタ 液体廃棄物処理系 排水放射線モニタ 台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダスト測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">サンブラ 測定器 台</td> </tr> <tr> <td>可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">サンブラ 測定器 台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>エリアモニタリング設備</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td style="text-align: right;">錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。  <u>2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</u>  <u>3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。</u></p>	原子力事業所の名称及び場所			放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒放射線モニタ 液体廃棄物処理系 排水放射線モニタ 台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器 台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器 台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他	エリアモニタリング設備	台	モニタリングカー	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	<p style="text-align: right;">様式 5</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td style="text-align: right;">組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td style="text-align: right;">回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td style="text-align: right;">排気筒放射線モニタ 液体廃棄物処理系 排水放射線モニタ 台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダスト測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">サンブラ 測定器 台</td> </tr> <tr> <td>可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">サンブラ 測定器 台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>エリアモニタリング設備</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td style="text-align: right;">錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。  <u>2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。</u></p>	原子力事業所の名称及び場所			放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒放射線モニタ 液体廃棄物処理系 排水放射線モニタ 台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器 台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器 台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他	エリアモニタリング設備	台	モニタリングカー	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所																																																																																																						
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																																																				
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																																																																				
	フィルター付防護マスク	個																																																																																																				
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																				
	ファクシミリ	台																																																																																																				
	携帯電話等	台																																																																																																				
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒放射線モニタ 液体廃棄物処理系 排水放射線モニタ 台																																																																																																				
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																				
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																				
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																				
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																				
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器 台																																																																																																				
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器 台																																																																																																				
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																				
	その他	エリアモニタリング設備	台																																																																																																			
		モニタリングカー	台																																																																																																			
	その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																			
		担架	台																																																																																																			
		除染用具	式																																																																																																			
		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																																																			
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式																																																																																																				
原子力事業所の名称及び場所																																																																																																						
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																																																				
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																																																																				
	フィルター付防護マスク	個																																																																																																				
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																				
	ファクシミリ	台																																																																																																				
	携帯電話等	台																																																																																																				
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒放射線モニタ 液体廃棄物処理系 排水放射線モニタ 台																																																																																																				
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																				
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																				
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																				
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																				
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器 台																																																																																																				
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器 台																																																																																																				
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																				
	その他	エリアモニタリング設備	台																																																																																																			
		モニタリングカー	台																																																																																																			
	その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																			
		担架	台																																																																																																			
		除染用具	式																																																																																																			
		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																																																			
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式																																																																																																				

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																												
<p style="text-align: right;">様式 6</p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 氏名 <span style="color: red;">印</span></p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p style="color: red;">2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p style="text-align: right;">様式 6</p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所																														
防災訓練実施年月日	年 月 日																													
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																														
防災訓練の項目																														
防災訓練の内容																														
防災訓練の結果の概要																														
今後の原子力災害対策に向けた改善点																														
原子力事業所の名称及び場所																														
防災訓練実施年月日	年 月 日																													
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																														
防災訓練の項目																														
防災訓練の内容																														
防災訓練の結果の概要																														
今後の原子力災害対策に向けた改善点																														

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行		読 み 替 え 後		理由
警戒事態該当事象発生連絡 様式7 (第 報)		警戒事態該当事象発生連絡 様式7 (第 報)		原災法関係法令改正に伴う変更
年 月 日		年 月 日		
原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長, 登米市長, 東松島市長, 涌谷町長, 美里町長, 南三陸町長, 関係機関 殿		原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長, 登米市長, 東松島市長, 涌谷町長, 美里町長, 南三陸町長, 関係機関 殿		
警戒事態該当事象連絡 連絡者名 連絡先 TEL ( )		警戒事態該当事象連絡 連絡者名 連絡先 TEL ( )		
警戒事態該当事象の発生について, 原子力災害対策指針および女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき連絡します。		警戒事態該当事象の発生について, 原子力災害対策指針および女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番	
警戒事態該当事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態の種類	<input type="checkbox"/> AL01/敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> AL11/原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21/原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22/原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23/原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25/全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29/停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42/単一障壁の喪失または喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51/原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52/所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53/重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 <input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生 発電所地震加速度[ガル] <input type="checkbox"/> 所在市町村で大津波警報発表 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> AL01/敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> AL11/原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21/原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22/原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23/原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25/全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29/停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42/単一障壁の喪失または喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51/原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52/所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53/重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 <input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生 発電所地震加速度[ガル] <input type="checkbox"/> 所在市町村で大津波警報発表 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( )	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( )	
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等の概要	原子炉の運転状態	発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗)	原子炉の運転状態	発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗)
	ECCSの作動状態	作動無し, 作動有り (自動, 手動), 作動失敗	ECCSの作動状態	作動無し, 作動有り (自動, 手動), 作動失敗
	排気筒放射線モニタの指示値	確認中, 変化無し, 変化有り ( cps → cps)	排気筒放射線モニタの指示値	確認中, 変化無し, 変化有り ( cps → cps)
	モニタリングポストの指示値	確認中, 変化無し, 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No. )	モニタリングポストの指示値	確認中, 変化無し, 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No. )
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		
備考 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。		備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。		

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																												
<p style="text-align: right;">様式 8 (第 報)</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長， 登米市長，東松島市長，涌谷町長，美里町長，南三陸町長，関係機関 殿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 40%;">連絡者名 連絡先 TEL ( )</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針および女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき，警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）</td> <td>女川原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）</td> <td>年 月 日 時 分（24 時間表示）</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類（注 1）</td> <td>件名：</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注 2）</td> <td>（対応日時，対応の概要）</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注 3）</td> <td></td> </tr> </table>	警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先 TEL ( )	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	女川原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）	警戒事態該当事象の種類（注 1）	件名：	発生事象と対応の概要（注 2）	（対応日時，対応の概要）	その他の事項の対応（注 3）		<p style="text-align: right;">様式 8 (第 報)</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長， 登米市長，東松島市長，涌谷町長，美里町長，南三陸町長，関係機関 殿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 40%;">連絡者名 連絡先 TEL ( )</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針および女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき，警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）</td> <td>女川原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）</td> <td>年 月 日 時 分（24 時間表示）</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類（注 1）</td> <td>件名：</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注 2）</td> <td>（対応日時，対応の概要）</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注 3）</td> <td></td> </tr> </table>	警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先 TEL ( )	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	女川原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）	警戒事態該当事象の種類（注 1）	件名：	発生事象と対応の概要（注 2）	（対応日時，対応の概要）	その他の事項の対応（注 3）		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先 TEL ( )																													
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																													
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	女川原子力発電所 号機																													
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）																													
警戒事態該当事象の種類（注 1）	件名：																													
発生事象と対応の概要（注 2）	（対応日時，対応の概要）																													
その他の事項の対応（注 3）																														
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先 TEL ( )																													
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																													
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	女川原子力発電所 号機																													
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）																													
警戒事態該当事象の種類（注 1）	件名：																													
発生事象と対応の概要（注 2）	（対応日時，対応の概要）																													
その他の事項の対応（注 3）																														
<p>備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p> <p>（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所，発生時刻，種類について記載する。</p> <p>（注 2）設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>（注 3）発電所警戒対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>備考 この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。</p> <p>（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所，発生時刻，種類について記載する。</p> <p>（注 2）設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>（注 3）発電所警戒対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。</p>																													

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行		読み替 え 後		理由
様式9 特定事象発生通報（原子炉施設） （第 報）		様式9 特定事象発生通報（原子炉施設） （第 報）		原災法関係法令改正に伴う変更
年 月 日		年 月 日		
内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長， 登米市長，東松島市長，涌谷町長，美里町長，南三陸町長，関係機関 殿		内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長， 登米市長，東松島市長，涌谷町長，美里町長，南三陸町長，関係機関 殿		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第10条 通報</div>	通報者名 連絡先 TEL ( )	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第10条 通報</div>	通報者名 連絡先 TEL ( )	
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番	
特定事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	特定事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発 生 し た 特 定 事 象 の 種 類	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 *□SE01/敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE02/通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□SE03/通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□SE04/火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05/火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06/施設内（原子炉外） 臨界事故のおそれ □SE21/原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22/原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23/残留熱除去機能の喪失 □SE25/全交流電源の30分以上喪失 □SE27/直流電源の部分喪失 □SE29/停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 *□SE31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41/格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42/2つの障壁の喪失または喪失可能性 □SE43/原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 *□SE51/原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52/所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53/火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55/防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□GE01/敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02/通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03/通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04/火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05/火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06/施設内（原子炉外）での臨界事故 *□GE11/原子炉停止の失敗または停止確認不能 *□GE21/原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *□GE22/原子炉注水機能の喪失 *□GE23/残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25/全交流電源の1時間以上喪失 *□GE27/全直流電源の5分以上喪失 *□GE28/炉心損傷の検出 *□GE29/停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41/格納容器圧力の異常上昇 *□GE42/2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 *□GE51/原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 *□GE55/住民の避難を開始する必要がある事象発生		
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他（ ）	想定される原因	
概 要	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCSの作動状態 作動無し，作動有り（自動，手動），作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 確認中，変化無し，変化有り（ cps → cps） モニタリングポストの指示値 確認中，変化無し，変化有り （最大値： nGy/h→ nGy/h, No. ）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況，主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCSの作動状態 作動無し，作動有り（自動，手動），作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 確認中，変化無し，変化有り（ cps → cps） モニタリングポストの指示値 確認中，変化無し，変化有り （最大値： nGy/h→ nGy/h, No. ）		
	その他特定事象の把握に参考となる情報	その他特定事象の把握に参考となる情報		
	備考 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。	備考 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。		

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
<p style="text-align: right;">様式 10 特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣 都道府県知事， 市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 10 条 通 報</p> 通報者名 連絡先 TEL ( ) <p>事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td>都道府県 市区町村</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div>                     *<input type="checkbox"/>XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇                      *<input type="checkbox"/>XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい   <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div>                     *<input type="checkbox"/>XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇                      *<input type="checkbox"/>XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい   <small>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</small> </td> </tr> <tr> <td>想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況 <u>又は</u> 主な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 <u>この</u>用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい  <small>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</small>	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ( )	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況 <u>又は</u> 主な施設・設備の状態等	その他特定事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: right;">様式 10 特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣 都道府県知事， 市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 10 条 通 報</p> 通報者名 連絡先 TEL ( ) <p>事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td>都道府県 市区町村</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div>                     *<input type="checkbox"/>XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇                      *<input type="checkbox"/>XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい   <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div>                     *<input type="checkbox"/>XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇                      *<input type="checkbox"/>XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい   <small>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</small> </td> </tr> <tr> <td>想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況，<u>主</u>な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい  <small>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</small>	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ( )	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況， <u>主</u> な施設・設備の状態等	その他特定事象の把握に参考となる情報		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																									
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村																									
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい  <small>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</small>																									
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ( )																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況 <u>又は</u> 主な施設・設備の状態等																									
その他特定事象の把握に参考となる情報																										
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																									
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村																									
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div> * <input type="checkbox"/> XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい  <small>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</small>																									
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ( )																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況， <u>主</u> な施設・設備の状態等																									
その他特定事象の把握に参考となる情報																										

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																												
<p style="text-align: right;">様式 1 1 (第 報)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (原子炉施設)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 原子力規制委員会 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長, 登米市長, 東松島市長, 涌谷町長, 美里町長, 南三陸町長, 関係機関 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</p> <p style="margin-left: 20px;">報告者名 連絡先 TEL ( )</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき, 応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>女川原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td>件名:</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)  添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>周辺環境への影響</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは, 日本工業規格 A 4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	特定事象の発生箇所 (注 1)	女川原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)	件名:	発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)  添付の有・無	周辺環境への影響	有 ・ 無	その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: right;">様式 1 1 (第 報)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (原子炉施設)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 原子力規制委員会 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長, 登米市長, 東松島市長, 涌谷町長, 美里町長, 南三陸町長, 関係機関 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</p> <p style="margin-left: 20px;">報告者名 連絡先 TEL ( )</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき, 応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>女川原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td>件名:</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)  添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>周辺環境への影響</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	特定事象の発生箇所 (注 1)	女川原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)	件名:	発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)  添付の有・無	周辺環境への影響	有 ・ 無	その他の事項の対応 (注 3)		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																													
特定事象の発生箇所 (注 1)	女川原子力発電所 号機																													
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																													
特定事象の種類 (注 1)	件名:																													
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)  添付の有・無																													
周辺環境への影響	有 ・ 無																													
その他の事項の対応 (注 3)																														
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																													
特定事象の発生箇所 (注 1)	女川原子力発電所 号機																													
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																													
特定事象の種類 (注 1)	件名:																													
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)  添付の有・無																													
周辺環境への影響	有 ・ 無																													
その他の事項の対応 (注 3)																														



女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理由																												
<p style="text-align: right;">様式 1 2 (第 報)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (事業所外運搬)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 原子力規制委員会 国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</p> <p style="margin-left: 20px;">報告者名 連絡先 TEL ( )</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td style="text-align: center;">都道府県 市区町村</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td>件名 :</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)           添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>周辺環境への影響</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	特定事象の発生箇所 (注 1)	都道府県 市区町村	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)	件名 :	発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)           添付の有・無	周辺環境への影響	有 ・ 無	その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: right;">様式 1 2 (第 報)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (事業所外運搬)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 原子力規制委員会 国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</p> <p style="margin-left: 20px;">報告者名 連絡先 TEL ( )</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td style="text-align: center;">都道府県 市区町村</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td>件名 :</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)           添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>周辺環境への影響</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番	特定事象の発生箇所 (注 1)	都道府県 市区町村	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)	件名 :	発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)           添付の有・無	周辺環境への影響	有 ・ 無	その他の事項の対応 (注 3)		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																													
特定事象の発生箇所 (注 1)	都道府県 市区町村																													
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																													
特定事象の種類 (注 1)	件名 :																													
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)           添付の有・無																													
周辺環境への影響	有 ・ 無																													
その他の事項の対応 (注 3)																														
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番																													
特定事象の発生箇所 (注 1)	都道府県 市区町村																													
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																													
特定事象の種類 (注 1)	件名 :																													
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)           添付の有・無																													
周辺環境への影響	有 ・ 無																													
その他の事項の対応 (注 3)																														